

子育て 応援!!



はるっこルーム

親子連れ優先のスペースです。親子で遊びを楽しみましょう。

とき 月～金曜 午前10時～午後3時 ※出入り自由

ところ 児童センター 遊戯室

※21日以降は多目的ホールで開設します。

ちびはるルーム

0歳児専用のスペースです。親子でゆったり過ごせます。

とき 7月2日(木)・8日(水) 午前10時～午後2時

※出入り自由

ところ 児童センター 集会室

🌸子どもの育ち何でも相談

言葉の遅れやコミュニケーションの心配など、育児の悩みを臨床心理士に相談できます。

とき 7月24日(金) 午前10時30分～正午

ところ 児童センター内

※当日受付

相談員 臨床心理士 松本敬子氏

なかよし広場

●魚釣りごっこをしましょう

とき 7月9日(木) 午前11時～
ところ 児童センター 多目的ホール

対象 就園前の子どもと保護者

持ち物 子ども用のはさみ、クレパスまたはサインペン、のり、セロテープ、新聞紙1枚

※7月23日(木)のなかよし広場はお休みです。次回は、9月10日(木)です。

※駐車場は台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

★オリジナルうちわを作ろう

作ろう

骨だけのうちわに和紙を貼って作ります。

とき 7月11日(土) 午後2時～3時

ところ 児童センター 工作室

定員 小学生 先着15名

持ち物 新しい太めの絵の具の筆、はさみ

参加費 200円

講師 寺師孝子氏

受付開始 7月4日(土) 午前10時

★プロミスリングを作ろう

作ろう

願いを込めて刺しゅう糸を編み込みましょう。

とき 7月18日(土) 午後2時～3時

ところ 児童センター 工作室

定員 小学生 先着10名

受付開始 7月11日(土) 午前10時

※各行事への参加申込は、電話または総合福祉センター3階 事務室窓口で直接行ってください。

📞ここまでの問合せ先

児童センター

(総合福祉センター3階)

☎(441)1781

※小学生未満のお子さんは保護者の方が必ず付き添ってください。

子育て支援事業

子育てほっとサロン

とき 7月14日(火) 午前10時～正午

～正午

ところ 公民館2階 和室

内容 読み聞かせ、手遊び、お誕生日会、おしゃべり

今月のテーマ おしゃべり会

※申込不要・時間内出入り自由

問合せ先 役場 子育て支援課

内線167

子育てにお悩みの方へ

子育てに不安や悩みを抱えていませんか。

子育て支援課では幅広い識見や経験に基づいた相談や支援を行うため、子育てサポート相談員を配置し、育児に悩みを抱えている方への相談を受け付けています。

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

問合せ先 役場 子育て支援課

内線161

**平成27年度から
子育て短期支援事業が
始まりました**

児童を養育している家庭の保護者が、病気その他の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一時的に養育します。

対象 町内在住の18歳未満の児童で、当該児童の保護者が次のいずれかに該当する状態の場合

- ・ 疾病、育児疲れ、育児不安などの身体上または精神上の事由
- ・ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
- ・ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校行事への参加などの社会的な事由

利用期間 原則として7日以内

利用手数料

2歳未満の児童 1日 6300円

2歳以上の児童 1日 4500円

※生活保護世帯・ひとり親家庭世帯等の方は、利用手数料の減免があります。

お預かりする施設 児童養護施設あいさんテラス(津島市中一色町東郷166)

※施設までの送迎は保護者の方で行ってください。

申込・問合せ先 役場 子育て支援課 内線167

**子育て支援事業
ファミリー・サポート・
センター会員募集**

ファミリー・サポート・センターは「育児の援助を受けたい

方(依頼会員)」と「育児の援助を行いたい方(提供会員)」が会員となり、地域で子育てを助け合つための組織です。事務局が、会員間で子どもの一時的預かりや送迎などの臨時的な有償支援をする橋渡しを行います。

※基本的に、子どもを預かる場合は提供会員宅で行います。

依頼会員 子育てのお手伝いをしてほしい方、地域の方をお願いしてみませんか。

対象 生後6カ月から小学校6年生までのお子さんがある町内、あま市内在住・在勤の方

※登録説明会への参加が必要です。

※妊婦の方、または生後6カ月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問合せください。

早期教育相談

県教育委員会では、幼児(3歳以上)から、平成28年度に小学校に入学するお子さん(6歳まで)とその保護者の方を対象とした早期教育相談を実施します。子育てで気になることのある方、お子さんに障害があると思われる方、お子さんの就学について相談したい方など、相談は無料です。お気軽にお申し込みください。

とき 8月25日(火)・26日(水)

ところ あま市 甚目寺公民館

申込期限 7月24日(金)

登録説明会日程

とき	ところ	定員
1 7月8日(水) 午前10時 ~11時45分	あま市 美和公民館	30名
2 8月18日(火) 午前10時 ~11時45分	あま市 甚目寺公民館	30名

※無料託児有り(4カ月から未就学児まで。要予約。定員あり)

申込方法 3日前までに、電話またはメールでお申し込みください。

※件名に「ファミリー・サポート 申込み」、本文に「説明会、氏名、電話番号、受講日、託児の有無(有の場合は名前、月年齢)」を記入してください。

問合せ先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局(あま市役所甚目寺庁舎内)

☎(462)0150

ama-harufamisapo

@clovernet.ne.jp

申込・問合せ先 役場 学校教育課
内線1888

平成27年度子育て世帯臨時特例給付金の申請を受け付けています

申請期限は12月1日(火)までです。支給対象となる方でまだ申請されていない方は、期限までに申請してください。

消費税率の引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

支給対象者 平成27年5月31日時点で住民票が町にある方で、平成27年6月分の児童手当の受給者

※平成27年6月分の特例給付の受給者は支給対象者になりません。

※特例給付の受給者とは、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方(児童一人当たり月額一律5000円が支給される方)をいいます。

児童手当の所得制限

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

※「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。

- (注)
- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、右記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
 - 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

支給額 対象児童一人につき3000円

申請期間 6月1日(月)～12月1日(火)

提出書類 申請書を提出してください。

※児童手当を受給している方を対象に、子育て世帯臨時特例

給付金の申請を兼ねた児童手当の現況届を、6月上旬に送付しました。

※公務員の方は、所属庁から交付される①「公務員児童手当受給証明欄」に所属庁の証明を受けた申請書および②振込口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)を子育て支援課に提出してください。

◆子育て世帯臨時特例給付金の詐欺にご注意ください。

申込・問合せ先 役場 子育て支援課 内線1666

県立特別支援学校の体験入学等

県教育委員会では、来年度に小・中・高等学校に入学予定で、障害があると思われるお子さんとその保護者の方を対象に、特別支援学校の様子を知っていただくための体験入学等を実施します。

●知的な発達に遅れや情緒に障害のあるお子さん

体験入学(小学部)

9月8日(火) 10月7日(水)
見学会(中学部)

9月8日(火)

ところ 佐織特別支援学校

☎0567(37)2061

●手足の不自由なお子さん

体験入学

9月11日(金) 10月15日(木)

ところ 一宮特別支援学校

☎0586(78)4635

●病気で療養しているお子さん

体験入学

7月14日(火) 10月22日(木)

ところ 大府特別支援学校

☎0562(48)5311

申込・問合せ先 体験入学を希望する学校へ直接お問合せください。

※体験入学日以外の日にも随時相談に応じています。

一時預かり事業について

一時預かりは、保護者や同居の親族の方が仕事や病気などのため、一時的にお子さんを家庭で保育できないときにお預かりするものです。

身近な子育て応援者として、皆さんの力になります。

実施施設 4月から、大治東保育園

で時預かり事業を開始しました。

施設	幼保連携型認定こども園大治幼稚園	大治東保育園			
所在地	西條字土井ノ池35-2	北間島字屋敷94			
電話番号	(755)2485	(441)3114			
利用日時等	月～金曜※祝日、年末年始、その他施設の休業日を除く				
対象児童	町内在住で認可保育所に在籍していない満1歳以上の未就学児				
日額利用料※	保育時間	午前8時30分～ 午後2時30分	午前8時30分～ 午後4時30分	午前9時～ 午後2時30分	午前9時～ 午後4時
	1・2歳児	1,500円	2,000円	1,500円	2,000円
	3～5歳児	1,000円	1,200円	1,000円	1,200円

※給食・間食費を含む

※直接施設にお支払いください。
※利用料以外にも実費負担が必要な場合もあります。
利用方法 利用手続については、事前に各施設にお問合せください。

なお、定員等により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

利用形態

理由	利用限度	申込期間
保護者の就労、職業訓練や就学等により、家庭での保育が断続的に困難となる場合(非定型的保育)	週3日以内 ※期間は最長で6カ月で継続利用を希望される場合は、再申請できます。	保育を必要とする日の2週間前まで
保護者等の傷病、入院、冠婚葬祭、看護等やむを得ない理由(緊急保育)	1日に連続して14日以内(日曜・祝日を含む) ※継続して利用を希望される場合は、1回に限り再申請できます。	保育を必要とする日の前日まで
育児に伴う保護者の身体的、心理的負担解消等のため保育を必要とする場合(私的理由)	1カ月に3日以内	

問合せ先

内線167

役場 子育て支援課

歯の健康講座

海部歯科医師会

「歯石を取り除いた方がいい理由」

皆さんは歯科医院に行くと「定期的に歯石を取った方がいいよ」とよく言われると思います。なぜ、歯石を取った方がいいのでしょうか。そもそも歯石とは何でしょうか。

歯石は、プラーク(歯垢)と呼ばれる細菌の塊が少しずつ唾液の中のカルシウムやリンなどのミネラル成分と結びつき、石灰化を起して固まってできる物です。歯石自体は石なので悪いものではないのですが、歯石には小さな穴が開いていて、細菌がそこをすみかに繁殖し毒素を出します。その毒素が原因となり、歯茎が腫れたり、歯の周りの骨を溶かす歯周病になります。また、口臭の原因にもなります。歯石は歯磨きでは取れません。歯科医院で専用の器具で取り除くことができます。歯石を予防するには、毎日の歯磨きが大事です。歯磨きをしっかりと行くと、歯石の元となるプラークが取り除かれるので歯石ができにくくなります。

また、歯科医院で3カ月から6カ月に一度の定期健診の時に歯石を取ってもらうとよいでしょう。

歯石は歯周病の原因となり、その歯周病からさまざまな合併症を引き起こすこともあるので、定期的に歯科医院で歯石を取ることが大事です。